



刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要ですが、偏見や差別は根強く、就職や住居の確保等が困難であり、現実には極めて厳しい状況にあります。

これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取り組みが行われています。また、平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、施行されています。

犯罪被害者やその家族の人権問題

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

また、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。



10月の行事予定

※(セ)人権同和啓発センター (集)十五駄集会所 (メ)メルサンホール

8日(日) 編物教室(セ)	17日(火) 陶芸教室(セ)	22日(日) 編物教室(セ)
9日(月・祝) カラオケ教室(セ)	18日(水) 料理教室(集)	23日(月) カラオケ教室発表会(メ)
11日(水) 書き方教室	カラオケ教室(セ)	25日(水) 書き方教室(セ)
12日(木) 茶道教室・生花教室(セ)	19日(木) 人権なんでも相談(メ)	26日(木) 茶道教室・生花教室(セ)
16日(月) 生花教室(集)		

マイナポータルの<ぴったりサービス>で 子育ての手続きをもっと手軽に

10月からマイナポータルのでぴったりサービスが開始されます。まずは、子育てに関するサービスから運用が開始され、子育てに関するサービスを検索できたり、オンライン上で申請書を作成して印刷したり、マイナンバーカードを使ってオンライン上で申請内容を送信したりすることができます。

マイナポータルやぴったりサービスについての詳しい内容は、11月号でお知らせします。

問 総務課 行政係 ☎(72)1111

登録しよう！
マイナンバーカード！

マイナポータル(一部機能)を利用するにはマイナンバーカードなどが必要です！

